

※このページからは 障害者手帳をお持ちのご家庭のみご覧下さい。

## ②在宅重度障害者 住宅改造費 助成制度を利用する

→ 米原市では 健康福祉部 社会福祉課 が担当

### 適応対象

視覚障害 または 肢体不自由障害 の 1級および2級のかた  
または 療育手帳 A をお持ちのかた

### 注意点

適応対象者であっても 65歳以上の場合、②ページ目の  
介護保険助成が優先され この制度は申請出来ません。  
つまり 64歳以下で 16種の特定疾病以外の対象者の方が  
この制度による助成を受ける事が出来るわけです。

#### 16種類の特定疾病

1. 関節リウマチ
2. がん  
(医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断したものに限り)
3. 多系統萎縮症 4. パーキンソン病関連疾患 5. 筋萎縮性側索硬化症
6. 後縦靭帯骨化症 7. 骨折を伴う骨粗しょう症 8. 初老期における認知症
9. 脊髄小脳変性症 10. 脊柱管狭窄症 11. 早老症 (ウエルナー症候群)
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 助成金の内訳→米原市では 466,000円を上限額として助成

工事費用の半分で、なおかつ 上限を446,000円として助成  
※つまり工事費用が932,000円以上は上限一律となります。  
※療育手帳 A での申請の場合 所得制限がありますが、申請時に  
役場との面談にて制限の内容が把握出来ます。

**注意点**→助成の支給は原則として一度限りとなります。

### 重要ポイント

現在 障害者手帳をもっておられない方でも、現状の状態によって  
障害者手帳を持つことが可能ですし 持たれたほうが各種の適応を  
受けられ便利なことが多々あります。

障害者適応については 主治医にご相談なさってみて下さい。

申請については お近くの役場庁舎にもご相談窓口があります。

米原市役所 山東庁舎 健康福祉部 社会福祉課 55-8102